

# 群馬県私立高等学校等奨学のための給付金

子どもが私立高等学校等に通う保護者の授業料以外の教育費負担を軽減するため、要件を満たす世帯に対して「奨学のための給付金」を給付します。

## ○給付対象世帯

令和3年7月1日現在（7月1日以降の家計急変世帯にあつては申請日現在。以下同じ）、以下の要件を満たす世帯。

- ① 生活保護（生業扶助）受給世帯、または、非課税世帯（※1）、または、家計急変による非課税相当世帯（※2）

※1 令和3年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯です。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響等の災害等により収入減少し、保護者等全員が非課税に相当すると認められる世帯（災害等に起因しない収入の減少（定年退職等）は、対象となりません）

なお、家計急変世帯の収入目安は、次のページに記載しています。

- ② 保護者（親権者）が、群馬県内に在住していること。  
③ 就学支援金の支給対象である私立高等学校等に生徒が在籍しており、休学中でないこと。  
④ 生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者であること。

以下に該当する場合、給付対象外です。

- ・特別支援学校の高等部に在籍している者
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））を受給している高校生等
- ・保護者等が海外に在住している等の理由により、保護者等全員分の課税証明書が確認できない場合

## ○提出期限及び提出方法

| 生徒の在籍する高等学校等の所在地 | 提出期限                         | 提出方法                          |
|------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 群馬県内             | 令和3年9月30日（木）<br>（学校ごとに異なります） | 在籍している高等学校等に提出してください。         |
| 群馬県外             | 令和3年9月30日（木）                 | 郵送等により直接提出してください（送付先は以下のとおり）。 |

※ 7月1日以降に家計が急変した場合の申請は、期限後も随時受け付けます（家計急変事由発生から可能な限り1ヶ月以内に申請してください）。

家計急変世帯の最終受付期限：令和4年1月31日（月）

### ●送付先及び問い合わせ先電話番号

|            |  |
|------------|--|
| 送付先        | 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号<br>群馬県生活子ども部私学・子育て支援課私学振興係<br>（あて先の余白に、「奨学給付金申請書類在中」と明記してください。） |
| 問い合わせ先電話番号 | 027-226-2141   |

## ○給付対象世帯及び給付額等（生徒一人当たり、年額）

| 対象（世帯区分）            | 対象高校生等   | 給付額      |
|---------------------|--|----------|
| 生活保護（生業扶助）          | 通信制  | 52,600円  |
|                     | 通信制 <u>以外</u>  |          |
| 非課税世帯、<br>家計急変世帯（※） | 通信制  | 50,100円  |
|                     | 通信制 <u>以外</u>  | 150,000円 |
|                     | (1) 23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合                            |          |
|                     | (2) 23歳以上の扶養されている高校生等の兄・姉<br>がいる場合                   |          |
|                     | (3) 通信制の高校等に <u>通う</u> 扶養されている弟・妹<br>がいる場合           |          |
|                     | (4) 高校生等ではない15歳以上（中学生を除く）<br>以上23歳未満の扶養されている弟・妹がいる場合 |          |
| (5) 上記(1)～(4)以外     | 129,600円   |          |

※ 給付額は、7月までに家計が急変した場合の額です。家計急変の発生月により給付額は異なります。

### ●家計急変世帯の年収（家計急変後12ヵ月）目安

| 保護者等＋扶養親族等の人数 | 年収見込額        |
|---------------|--------------|
| 1人            | 1,000,000円以下 |
| 2人（ひとり親1人＋生徒） | 2,044,000円未満 |
| 3人            | 2,216,000円未満 |
| 4人            | 2,716,000円未満 |
| 5人            | 3,216,000円未満 |

- ・ この場合の年収とは、会社員の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。
- ・ 扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者を言います。
- ・ 上表に該当しない場合は、個別にお問い合わせください。

## ○提出書類

世帯ごとの提出書類（詳細は、以下のとおりです。）

|   |   |   |
|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 対象世帯共通書類 (①~③) | + | <div style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</div> <input type="checkbox"/> 生活保護（生業扶助）世帯 (④)<br><input type="checkbox"/> 非課税世帯 (⑤+ (⑥~⑧※区分により異なります。))<br><input type="checkbox"/> 家計急変世帯 ((⑨~⑬) +⑭※区分により異なります。) |
|---|---|---|

### □対象世帯共通書類

- ① 給付金受給申請書  
※ 申請の区分、対象となる高校生により、それぞれ申請書の様式が異なりますので、御注意ください。
- ② 申請者名義の口座通帳の写し  
※ 表紙の裏ページ見開き部分（口座名義（カタカナ）及び口座番号が表示されるページ）
- ③ 委任状  
※ 原則不要。例外的に申請者本人以外（生徒等）の別名義の口座への振込を希望する場合、提出が必要です。

### □生活保護（生業扶助）世帯

- ④ 生活保護受給証明書（福祉事務所長の朱印があるもの）

### □非課税世帯

| 非課税世帯共通  | ⑤ 保護者等（全員分）の所得課税証明書(非課税証明書)  |
|--|--|
| 通信制  | ⑥ 住民票（続柄表示：必要／マイナンバー表示：不要）(※1)   |
| 通信制以外  |  |
| (1) 23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合                        | ⑥ 住民票（続柄表示：必要／マイナンバー表示：不要）(※1)<br>⑦ 健康保険証の写し (※2)  |
| (2) 23歳以上の扶養されている高校生等の兄・姉がいる場合                   | ⑥ 住民票（続柄表示：必要／マイナンバー表示：不要）(※1)<br>⑦ 健康保険証の写し (※2)<br>⑧ 在学証明書（コピー可）※高校生等の23歳以上の兄姉のもの  |
| (3) 通信制の高校等に通う扶養されている弟・妹がいる場合                    | ⑥ 住民票（続柄表示：必要／マイナンバー表示：不要）(※1)<br>⑦ 健康保険証の写し (※2)<br>⑧ 在学証明書（コピー可）※通信制高校等に通う弟妹のもの  |
| (4) 高校生等ではない15歳以上（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている弟・妹がいる場合 | ⑥ 住民票（続柄表示：必要／マイナンバー表示：不要）(※1)<br>⑦ 健康保険証の写し (※2)<br>⑧ 高校生等ではない15歳以上23歳未満の弟妹が、この給付金の支給対象ではないことを確認できる書類<br>※ 特別支援学校高等部、予備校等に通っている場合は在学証明書。無職等により証明書の発行が困難な場合は、誓約書 |
| (5) 上記(1)~(4)以外                                  | ⑥ 住民票（続柄表示：必要／マイナンバー表示：不要）(※1)   |

※1 保護者等（全員分）+生徒本人の表示があるもの。

(1)~(4)に該当する場合は、保護者等+生徒本人+該当のきょうだいの表示があるもの。

※2 生徒本人+該当のきょうだいのもの。

また、保険者番号、被保険者等の記号・番号は、黒塗り等で判別できないようにしてください。

## □家計急変世帯

|   |   |
|---|---|
| 家計急変世帯共通  | <p>⑨ 保護者等（全員分）の所得課税証明書（非課税証明書）</p> <p>⑩ 保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類<br/>※ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出等</p> <p>⑪ 保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類<br/>※ <u>会社作成の給与見込み</u>、直近の給与明細、税理士または公認会計士の作成した証明書類等<br/>※ 失職、離職等により<u>収入がない場合は、申立書</u></p> <p>⑫ 住民票（続柄表示：必要／マイナンバー表示：不要）（※3）</p> <p>⑬ 健康保険証の写し（※4）</p> |
| 通信制   | なし（①～③、⑨～⑬で足りる）   |
| 通信制以外   |   |
| (1) 23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合                                 | なし（①～③、⑨～⑬で足りる）   |
| (2) 23歳以上の扶養されている高校生等の兄・姉がいる場合                            | ⑭ 在学証明書（コピー可）<br>※ 高校生等の23歳以上の兄姉のもの   |
| (3) 通信制の高校等に通う扶養されている弟・妹がいる場合                             | ⑭ 在学証明書（コピー可）<br>※ 通信制高校等に通う弟妹のもの   |
| (4) 高校生等ではない15歳以上（ <u>中学生を除く</u> ）以上23歳未満の扶養されている弟・妹がいる場合 | ⑭ 高校生等ではない15歳以上23歳未満の弟妹が、この給付金の支給対象ではないことを確認できる書類<br>※ 特別支援学校高等部、予備校等に通っている場合は在学証明書。無職等により証明書の発行が困難な場合は、誓約書   |
| (5) 上記(1)～(4)以外   | なし（①～③、⑨～⑬で足りる）   |

※3 保護者等（全員分）＋生徒本人＋扶養親族の表示があるもの。

※4 保護者等（全員分）＋生徒本人＋扶養親族のもの。

また、保険者番号、被保険者等の記号・番号は、黒塗り等で判別できないようにしてください。

## ○その他（申請先に関する注意事項）

奨学のための給付金制度の申請先は、生徒の保護者が在住している都道府県であり、都道府県により要件・申請方法が異なります。生徒が群馬県内の私立高等学校等に在学していても、保護者等が群馬県以外の都道府県に在住している場合は、保護者等が在住している都道府県に申請を行うことになります。

各都道府県の問い合わせ先は、文部科学省のホームページでご確認ください。

▽ 文部科学省ホームページ（各都道府県連絡先一覧）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1344089.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm)

